特定非営利活動法人スペースふう定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペースふうという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県南巨摩郡富士川町天神中条177番地に置 く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、リユース食器のレンタル事業をとおして循環型社会の実現を目指す。併せて、だれもが生き生きと働ける職場環境づくりを行うとともに、行政 や他団体との連携を図る中で、地域社会との共生を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成すため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3)環境の保全を図る活動
 - (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
 - ① 障がい者施設や他団体との連携事業
 - (2) まちづくりの推進を図る事業
 - ① 行政と住民との協働の推進を図るための事業
 - ② 他団体等との協働による地域活性化を図るための事業
 - (3) 環境の保全を図る事業
 - ①リユース食器レンタルの利用普及事業
 - ② ごみ減量のための提言を図る事業
 - ③ イベントでの環境啓発活動を推進する事業

- ④ 子どもへの環境教育を推進する事業
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
 - ①だれもが生き生きと働ける職場環境の改善を図るための事業
 - ②女性の社会進出を促し、雇用の創出を図るための事業
- (5) その他、第4条各号の活動を行うに必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - ②賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めな ければならない。
 - 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を もって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これ を除名することができる。
 - (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第12条 既納の入会金及びその他の排出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - ① 理事 3人以上20人以下
 - ② 監事 1人以上5人以下
 - 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。
 - 3 削除

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長、及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接 な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであって はならない。監事についても、同様とする。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 削除
 - 5 削除
 - 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この

法人の業務を執行する。

- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不 正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを 発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末 日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又 は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを 解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の 機会を与えなければならない。
 - ①職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(専門委員会)

第20条 削除

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員を持って構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び決算に関する事項
 - (6) 役員の選任等に関する事項
 - (7) 会費に関する事項
 - (8)削除
 - (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度年1回以上開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求のあったときは、 その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を もって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され た事項について書面若しくは電磁的方法(電子メール等)をもって表決し、 又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条 第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が 署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。た だし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集すると きは、この限りではない。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の2分の1以上が出席した場合に開会することとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分 の2以上の同意が合った場合は、この限りではない。
 - 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、 議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第 2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決 に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所(オンライン会議システムを含む)
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が 署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生ずる収益
 - (5)事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長

が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議 決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理 事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ 収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第45条 削除

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって 償還する短期借入金を含め、理事会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事 項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7)会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5)破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散(破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または、公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分3以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告について は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

永井 寛子 理事長 副理事長 小野 映子 副理事長 塩澤 征子 志村湖野美 専務理事 専務理事 白田 勝子 河澄 春子 常務理事 常務理事 初鹿 和子 井上 薫 理事 原田 眞弓 理事 市川 淳子 監 事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の 日から平成15年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年8月31日までとする。

附則

1 この定款は、平成 25年 12月 4 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、令和 元 年 8 月 5 日から施行する。 附則
- 1 この定款は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。 附則
- 1 この定款は、令和 3年 6 月 30 日から施行する。